平成２５年（フ）第２３号
愛知県豊川市蔵子５丁目８番地５　コスモアーバン201号
債務者　安藤　秀吉
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月10日午前10時35分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３６号
宮城県気仙沼市本吉町中島30番地の２
破産者　株式会社オーエーフーズ
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２４１４号
東京都新宿区坂町26番地　コモンズビル６F、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山４丁目15番８号
破産者　株式会社ウッド
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９８０号
神奈川県横浜市南区堀ノ内町１丁目４―30
破産者　丸山　尚一
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０５１号
埼玉県狭山市北入曽61番地３
破産者　弥生梱包運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５３号
栃木県小山市神鳥谷２丁目16―７
破産者　渡邊　克已
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６７号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目５番５号
破産者　株式会社協和ポリエチレン工業
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０５４号
東京都江戸川区南葛西５丁目17番４―610号
破産者　有限会社辰巳防水工業所
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０５５号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―610
破産者　若杉　辰己
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２０６号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目５―５
破産者　伊原清子こと　中山キヨ子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４１８号
山口県宇部市大字西岐波316―113
破産者　伊原広子こと　尹　　貞姫
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５００号
東京都大田区西蒲田７丁目１番３号
破産者　ジャネット株式会社
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１２号
東京都足立区竹の塚６丁目22番３号
破産者　有限会社糸賀組
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１３号
埼玉県草加市金明町548　プラザナカムラⅡ―201
破産者　糸賀　勝彦
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３６号
東京都練馬区貫井１丁目24―14―101
破産者　永野　友記
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２４９号
千葉県船橋市本中山６丁目９―８―105
破産者　藤井　一憲
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５０５号
千葉県市川市塩浜４丁目２―７―1001
破産者　茂木　清次
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５０６号
千葉県市川市塩浜４丁目２―７―1001
破産者　茂木　　香
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５０７号
東京都江東区東陽５丁目28―５―503
破産者　茂木　　哲
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７４６号
千葉県船橋市本中山６丁目９―８―105
破産者　藤井　六郎
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部